

生活保護制度に関する国と地方のハイレベル協議における坂町意見

平成 29 年 12 月 5 日

1 生活保護受給者の健康管理について

- ・現在、当所においての取組は、主治医への病状調査を実施し、生活習慣病の予防・重症化予防のため取り組んでいる。必要であれば保健師との同行訪問を、通常業務の中で実施しており、今後も継続していきたい。
- ・生活保護世帯の子どもの健康保持・増進については、通常のケースワークの中で支援している。児童数が少数であり、レセプト点検、訪問調査による生活実態の調査を行う中で、肥満、虫歯等、健康に影響が出ている子供については、小中学校、保育所等連携をとりながら支援している。
- ・児童虐待等の恐れがある場合など、保健師との同行訪問等の支援が有効であると感じている。緊急時には児童相談所と連携をとっている。

2 医療扶助の適正化について

- ・レセプト管理システムを利用し、「頻回受診」、「向精神薬の重複調剤」等を管理し、嘱託医協議の後、主治医に確認している。現時点では対象者はいない。
- ・後発医薬品の使用促進については、被保護者にリーフレットを手交し、制度の説明を行い、後発医薬品の使用について説明している。医師・歯科医が後発医薬品の使用が可能と認める場合、原則として使用すること等、後発医薬品の使用についての義務化等、対策の強化について検討してもらいたい。

3 無料低額宿泊所について

- ・無料低額宿泊所については、管内に該当する施設が無い。
- ・保護施設（救護施設・更生施設・医療保護施設・授産施設・宿泊提供施設）についても管内に該当する施設が無く、現在入所者もいない。
- ・保護施設入所者の実施責任等については、検討する必要がある。

4 生活保護世帯の子どもの大学進学支援等について

○平成21年福祉事務所開設以降、中学3年生は全員高校進学している。進学先は公立高校、公立高校定時制、公立高校通信制、私立高校、私立高校通信制である。中途退学者が1名いたが、公立高校通信制に編入した。

- ・私立高校に入学する場合生活保護費で賄えない費用については、社会福祉協議会と連携し、貸付の利用等の支援を行っている。
- ・生活保護世帯の子どもに対する支援については、教育扶助、高校就学費の支給や加算の支給、といった経済的な支援のほか、子どもの学習支援事業（生活困窮者自立支援事業 任意事業）について、広島市と共同実施している。
- ・生活保護世帯の子どもの大学等への進学については、世帯の自立助長のために有効であると思うが、自立支援のための施策等、地域の均衡を考慮し、慎重に検討する必要がある。

5 被保護者の就労準備支援事業について

- ・坂町においては、生活保護担当課が、生活困窮者自立支援制度の業務を兼務している。相談者に対して、ハローワーク、社会福祉協議会等関係機関と連携し切れ目の無い支援を実施している。
- ・小規模福祉事務所においては、就労準備支援事業は、対象者が少なく、流動的であるため、継続しての事業の実施が困難である。都道府県による実施体制の具体的な支援策を期待する。
- ・現在就労支援としては、ハローワークと連携しての「生活保護受給者等就労自立促進事業」等を活用している。対象者の課題に即した支援計画を作成し、支援している。就職後の支援のあり方については、福祉事務所とハローワークが連携し、就労状況の確認等を強化していく。
- ・高齢者の生活保護受給者のうち、就労意欲が高く、稼働能力の活用が十分可能な者は、就労支援等を強化し、自立の助長を促すことが重要である。

今以上のハローワークにおける支援体制の強化を期待している。

6 ケースワーク業務のあり方について

- ・就労支援や不正受給対策等の業務の効率的・効果的に行う観点から、外部委託を実施していくことに関しては、形式的な業務や事務であっ

ても、公権力の行使と密接に関係することもあり、慎重に検討する必要がある。

- 職員研修については、広島県内の小規模福祉事務所を対象とした研修を、年に1度持ち回りで実施している。
- 上記以外に安芸郡内の4福祉事務所でも、年に1度CW研修を実施し、共通な課題等に対応できるような取組を実践している。
- それぞれの研修には、県の職員が指導者、又、アドバイザーとして参加してくれている。
- 今以上に、都道府県と小規模福祉事務所がより連携をとり、生活保護の適正実施に向け、指導・支援の実施が可能となるような組織体制を検討してもらいたい。